

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名

業 者 名	住 所
株式会社浅沼組	大阪府大阪市浪速区湊町1-2-3 マルイト難波ビル

2. 指名停止措置期間

令和4年9月26日 から 令和4年10月25日 まで（1ヶ月）

3. 指名停止措置の範囲

四国地方整備局管内

4. 事実概要

上記有資格業者である（株）浅沼組の一般役員（元営業所長）は、千葉営業所長だった令和2年4月、千葉縣市川市発注の学校校舎解体工事の一般競争入札を巡り、市川市前市長の関係者らから事前に、工事価格や入札参加者名を入手して落札し、公正な入札を妨害したとして、令和4年7月26日、公契約関係競売等妨害容疑で千葉県警に逮捕された。

5. 指名停止措置理由

「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（以下、「措置要領」という。）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第8号ロに該当し、措置要領を準用する「地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等請負契約に係る指名停止等の取扱いについて」に該当する。

よって、本件の指名停止期間は、1ヶ月とする。

<措置要領 別表第2>

措 置 要 件	期 間
（公契約関係競売等妨害又は談合） 8 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、一般役員等又は使用人（使用人においてはイに掲げる場合に限る。）が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第12号に掲げる場合を除く。）。 イ 当該地方整備局の所管する区域内の他の公共機関の職員 ロ 当該地方整備局の所管する区域外の他の公共機関の職員	逮捕又は公訴を知った日から 2ヵ月以上12ヵ月以内 1ヵ月以上12ヵ月以内

<問い合わせ先>

国土交通省 四国地方整備局

高松市サンポート3-33

TEL 087-851-8061（代）

（定時以降は 087-811-8303）

総務部契約課長

半田 達也（内線2511）

総務部経理調達課長

大谷 繁（内線6311）

○総務部契約課課長補佐

畠山 晋一（内線2512）